

## 改正の概要

## 1 即時抗告（宗教法人法第51条の3関係）について

現行の非訟事件手続法（明治31年法律第14号。以下「旧非訟事件手続法」という。）においては、不服申立ての方法として、原則は通常抗告の方法（申立期間に制限がない。）によるべきこととし、特別の定めがある場合には、即時抗告の方法（申立期間に制限がある。）によるべきこととされていた。

しかし、非訟事件においては法律関係の早期安定及び簡易迅速な紛争解決の要請が強いことを考慮すると、期間制限のない通常抗告を広く認めることは適当ではないことから、今般施行される非訟事件手続法（平成23年法律第51号。以下「新非訟事件手続法」という。）においては、終局決定に対する不服申立ての方法を即時抗告に一本化することとされている（第66条等）。

一方、現行宗教法人法第51条の3においては、旧非訟事件手続法の特則として、宗教法人の清算人又は検査役の解任についての裁判及び清算人又は検査役の報酬の額についての裁判に対しては、法律関係の早期安定が求められる事項であることから、通常抗告ではなく、即時抗告のみを行うことができることとしている。

この点、新非訟事件手続法の施行により、終局決定に対する不服申立ての方法を即時抗告に一本化することに伴い、宗教法人法の規定については、新非訟事件手続法の特則としての意味を失うこととなることから、当該規定を削除するものである。

なお、新非訟事件手続法の施行後においては、宗教法人の清算人又は検査役の解任についての裁判、清算人又は検査役の報酬の額についての裁判に対する即時抗告は、新非訟事件手続法第66条を根拠にして行うこととなる。

## 2 解散命令（宗教法人法第81条関係）について

## (1) 宗教法人法第81条第3項について

旧非訟事件手続法第162条第1項において「過料についての裁判は、理由を付した決定でなければならない。」とされているところ、当該規定を引き継ぐ新非訟事件手続法第120条第1項においては、「過料についての裁判には、理由を付さなければならない。」と文言が改められるため、当該規定と平仄を合わせる観点から、「第一項の規定による裁判には、理由を付さなければならない。」と文言の整理を行うものである。

## (2) 宗教法人法第81条第5項について

## ア 即時抗告をする主体について

旧非訟事件手続法第162条第3項において「過料についての裁判に対して

は、当事者及び検察官は、即時抗告をすることができる。」とされているが、当該規定を引き継ぐ新非訟事件手続法第120条第3項においては、「過料についての裁判に対しては、当事者及び検察官に限り、即時抗告をすることができる。」と文言が改められるため、当該規定と平仄を合わせる観点から、「第一項の規定による裁判に対しては、当該宗教法人又は同項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害関係人若しくは検察官に限り、即時抗告をすることができる。」と文言の整理を行うものである。

#### イ 執行停止の効力について

旧非訟事件手続法第21条においては、特別の定めがある場合を除き、抗告は執行停止の効力を持たないこととされており、当該趣旨は、新非訟事件手続法においても引き継がれることとされている（第72条第1項本文）。

一方、現行の宗教法人法第81条第5項においては、宗教法人に対する解散命令が出された後に、利害関係人等からの即時抗告により、当該決定が取り消された場合、当該解散された当事者の救済の実効を期し難いこととなることから、旧非訟事件手続法の特則として、即時抗告が執行停止の効力を有することとしている。

この点、解散命令に対する即時抗告について、執行停止の効力の必要性は、新非訟事件手続法の施行後においても、変わるところはないことから、当該規定は存置することとする。

また、現行の宗教法人法第81条第5項前段における「同項の規定による裁判」は、解散を命ずるもの及び解散を命じないとするもののいずれも含む用語であるが、同項後段において、執行停止の効力を有すべきものは、このうち、解散を命ずるもののみであることから、その意味を明確化するとともに、併せて、他の法令との平仄を合わせる観点から、文言の整理を行うものである。

#### (3) 宗教法人法第81条第7項について

旧非訟事件手続法は、個別の法律に特段の規定がない場合においても、非訟事件一般に適用されるものであるが、現行宗教法人法第81条第7項においては、第81条第1項の規定による裁判に関する手続については、非訟事件手続法の定めるところによると確認的に規定している。新非訟事件手続法は、旧非訟事件手続法の改正方式ではなく、新法の形で制定することとされていることから、法律番号が変更となるため、所要の改正を行うものである。